

2023年6月16日
出版企業年金基金

2023年度の算定基礎届についてのご案内を各事業所の基金事務担当者様宛に送付しました。
算定基礎届は2023年7月10日(月)までにご郵送ください。

<郵送先>

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル7F
出版企業年金基金 算定係 行

※当基金にご提出いただく「算定基礎届」には、「総括表」の添付は不要です。

※CD・DVD等の電子媒体による届出の場合は、「電子媒体総括表」を添付のうえ、ご郵送ください。

※電子申請システムを利用登録されている事業所は日本年金機構の届書作成プログラムで作成した厚生年金基金用のデータをファイル管理メニューからアップロードして提出できます。

算定基礎届についてよくあるご質問（Q & A）

●届出用紙に関すること

Q 1：届出用紙はどれを使用すればいいですか？

A：出版健康保険組合（以下「出版健保」）に加入されている事業所は、出版健保から送付された届出用紙を使用してください。出版健保に加入されていない事業所は、基金から送付した届出用紙を使用してください。

※出版健保に加入されていない事業所で、昨年電子媒体や独自用紙を使用されている事業所へは基金から届出用紙は送付していません。

Q 2：独自に作成した届出用紙を使用してもいいですか？

A：基金分については記載内容が必要項目を満たしていれば、独自の用紙を使用していただいても構いません。ただし、Q 5についても併せて注意をお願いします。

●届出の作成に関すること

Q 3：算定基礎届総括表の添付は必要ですか？

A：基金への提出分は不要です。

Q 4：提出者記入欄に事業主印の押印は必要ですか？

A：適用関係のお届出の押印は廃止となりました。届出書の用紙に印の表示があっても押印せずご提出ください。押印があっても差し支えありません。

Q 5：基金の加入者番号の記載は必要ですか？

A：基金の加入者番号は必ず記載してください。

※加入者番号の記載がない場合、お返しすることがあります。ご不明な場合は、基金へお問い合わせください。

Q 6：二か所以上の事業所に勤務している加入者の場合、どのように記載すればいいですか？

A：当該加入者の方の備考欄の「1. 二以上勤務」を○で囲み、勤務されている事業所ごとに算定基礎届を作成してください。また、選択事業所の届出の修正平均額の欄に選択事業所と非選択事業所の平均額の合計を記入してください。

Q 7：7月、8月、9月改定の月額変更該当する加入者の場合は、どのように記載すればいいですか？

A：備考欄の「2. 月変予定」を○で囲み、()内に月額変更を予定している月を記入し、7月改定に該当する加入者の場合は月額変更届を算定基礎届と同時に提出してください。また、8月、9月改定に該当する場合は、改定月になりましたら月額変更届を提出してください。

Q 8：休職している従業員がいる場合、どのように記載すればいいですか？

A：当該加入者の方の備考欄の「4. (病休・育休・産休) 等」を○で囲み、「」内に休職の開始日を記入してください。

Q 9 : 65歳以上の従業員の記載は必要ですか？

A : 基金の加入者資格は65歳で喪失するため、記載は不要です。65歳以上の従業員の方について印字または作成されている場合は、基金分の届出用紙のみ当該加入者の方の備考欄の「8・その他」を○で囲み、()内に「65歳以上」と記載してください。

Q10 : アルバイトの従業員は基金の加入者としなことを労働協約で規定している場合は、どのように記載すればいいですか？

A : 加入者制限を設けている事業所でも、加入者と加入除外者ともに記載が必要です。加入除外の対象者の方についても加入者の方と同様に届出を作成し、その方の備考欄の「8.その他」を○で囲み()内に「基金加入除外(アルバイト)」と記載してください。

●電子媒体(CD・DVD)による届出に関すること

Q11 : 日本年金機構の届書作成プログラムでは、基金番号の4桁を設定する仕様となっておりますが、どのように設定すればいいですか？

A : 現在の基金番号は設定できないため、旧「出版厚生年金基金」の基金番号「1148」を設定してください。

Q12 : 65歳以上の従業員が含まれている場合は、どのように作成すればいいですか？

A : 全員分を通常どおり作成した後、お手数ですが、基金提出分のみ65歳以上の方を削除してください。

Q13 : 休職中や月の途中で入社した従業員はどのように作成すればいいですか？

A : 当該加入者の方の備考欄に「休職中」等、その旨を収録してください。
※給与支払基礎日数は正しく設定してください。

Q14 : アルバイトの従業員は基金の加入者としなことを労働協約で規定している場合は、どのように作成すればいいですか？

A : 加入者制限を設けている事業所でも、加入者と加入除外者ともに作成が必要です。加入除外の対象者の方についても加入者の方と同様に届出を作成し、その方の備考欄に「基金加入除外(アルバイト)」と収録してください。

●提出先に関すること

Q15 : 算定基礎届はどこに提出すればいいですか？

A : 基金分の届書は当基金事務所へご郵送ください。
※健康保険分の届書は出版健保へ、厚生年金保険分の届書は管轄の事務センター(または事務所の所在地を管轄する年金事務所)へそれぞれ提出してください。

Q16 : 他機関の届書を誤って基金に送ってしまいましたが、基金から回送することはできますか？

A : 回送は行っておりませんので、事業所にお返しいたします。

※詳細につきましては、「2023年度版 算定基礎届・月額変更届 記載の手引き」をご参照ください。

※その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

(お問い合わせ先) 出版企業年金基金 業務部業務課 TEL 03-5259-9111